

(平成24年5月9日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認千葉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 2件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 12 月から 38 年 5 月までの期間、同年 9 月及び同年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 12 月から 38 年 5 月まで  
② 昭和 38 年 9 月及び同年 10 月

私は、前回の申立てにおいて、年金記録のうち、昭和 36 年 4 月から 45 年 1 月までの国民年金保険料が 51 年 3 月に還付済みとなっていることを知った。その後、A 県 B 市で父が申立期間の保険料を納付していたこと、厚生年金保険との二重払いにより、後日、国民年金保険料の還付金を受けたことを漠然と思い出したが、厚生年金保険に加入していない期間も還付されており、納得できないので申立期間を保険料納付済期間に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人に係る特殊台帳及び B 市の国民年金被保険者名簿によると、昭和 36 年 4 月から 45 年 1 月までの国民年金保険料は納付されていたことが確認できる。

一方、申立人が所持する国民年金手帳、特殊台帳及び C 市の被保険者名簿には、申立人の国民年金被保険者の資格喪失日が昭和 36 年 3 月 6 日と記載されており、特殊台帳において申立人が厚生年金保険に加入していた期間を含む同年 4 月から 45 年 1 月までの保険料が 51 年 3 月 19 日に還付されている記載が確認でき、申立期間は国民年金に未加入の期間とされている。

しかし、申立人は、申立期間①及び②において被用者年金制度の被保険者ではないことから、当該期間は国民年金の強制加入被保険者となるべき期間であり、保険料が納付されたにもかかわらず、還付手続が行われ、未加入期間とされていることに合理的な理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 10 月から 48 年 2 月まで  
② 昭和 60 年 1 月から同年 3 月まで

私は、国民年金の加入手続についての記憶は不鮮明ではあるが、昭和 45 年 4 月に結婚する前は、当時 A（職種）として勤めていた事業所に来ていた役場の職員に国民年金保険料を渡し、その際、国民年金手帳に押印してもらった記憶がある。結婚後は、各種手続に関しては夫に全て任せており、保険料についても夫が自宅に集金に来ていた役場の職員に夫婦二人分を納付してくれていたはずである。夫の国民年金手帳には、保険料を納付したことを示す押印も確認できる。また、60 年 1 月からの 3 か月間については、一緒に保険料を納付していた夫は納付済みと記録されている。私の申立期間が未加入及び未納とされていることは納得できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、昭和 45 年 4 月に結婚した後、各種手続に関しては申立人の夫に全て任せており、申立人の夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているところ、オンライン記録において、申立人の夫は申立期間②に係る保険料を納付済みであることが確認できる上、申立期間②は 3 か月と短期間であり、前後の期間の保険料は夫婦共に納付済みであることを考慮すると、申立期間②の保険料は納付されていたと考えても特段不自然ではない。

一方、申立期間①については、申立人は、結婚する前は、勤務先に役場の職員が来ており、保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国

民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和 48 年 3 月下旬頃に行われたと推認される上、B 市及び C 市の国民年金被保険者名簿によると、申立人が初めて国民年金被保険者資格を取得した日付は同年 3 月 16 日と記載されており、当該資格取得日は特殊台帳及びオンライン記録とも一致することから、申立期間①は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、20 歳前から昭和 48 年頃まで、A（職種）として事業所に勤務しており、在職中は国民健康保険組合の被保険者であったと述べているところ、結婚後の各種手続を行ったとする申立人の夫は、申立人の国民年金の加入手続は、申立人が加入していた当該健康保険組合から市町村が行っている国民健康保険への切替手続と一緒にを行った記憶があると述べていることから、申立人が事業所を辞めたことを契機として、国民健康保険の切替手続及び国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、申立人が申述する退職時期と前述のとおり推認される国民年金の加入時期ともおおむね符合していることを踏まえると、申立人が同年 2 月以前の保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月から 52 年 3 月まで  
② 平成 2 年 1 月から同年 3 月まで

私は、\*歳になる頃に周囲の人たちが年金のことでいろいろと話していたので、国民年金に加入しようと考え、A区Bにあった出張所で加入手続を行った。\*歳になる年度内に加入手続を行った記憶があるので、早ければ昭和 48 年 4 月には加入手続を行っているはずである。その後しばらくして国民年金保険料の納付書が届き、同出張所で定期的に納付し始め、50 年又は 51 年頃からはC信用組合の職員に保険料を渡し、納付してもらっていた。また、平成 2 年 1 月からの 3 か月間に関しては、独立して自営業を始めた頃であり、仕事も軌道に乗っていたので、保険料は全て納付しているはずである。申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3 か月と短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は長期間にわたり納付済みである。

また、申立人は、申立期間②当時は独立して自営業を始めた頃であり、仕事も軌道に乗っていたと述べており、その当時保険料を納付する十分な資力があつたことがうかがえることから、申立期間②の保険料は直前の期間と同様に納付していたと考えても特段不自然ではない。

一方、申立期間①については、申立人は、\*歳になる昭和 48 年の早ければ年度当初にあたる同年 4 月頃に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の

任意加入者の資格取得日から、52年5月頃に行われ、この際、42年12月に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認されることから、加入手続を行った52年5月を基準にすると、申立期間①のうち、一部の期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、加入手続を行った後、しばらくして自宅に届いた保険料の納付書を用いて、当時の居住地から程近い場所のA区Bにあった出張所で昭和50年頃まで定期的に保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が保険料を納付したとする出張所は、現在のD（施設）であると考えられるが、A区は、「D（施設）では、現年度保険料のみを収納しており、その収納が可能となった時期は53年4月の保険料からである。」と回答しており、申立期間①における保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 千葉国民年金 事案 4209

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月、同年5月及び3年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年4月及び同年5月  
② 平成3年3月

私は、国民年金保険料を口座振替により納付したことのわかる預金通帳を所持しており、その預金通帳を確認すると、平成6年8月31日から口座振替が開始されているので、おそらく同年6月頃にA社会保険事務所（当時）に出向き、国民年金の加入手続を行ったはずである。その際、職員から申立期間①及び②の保険料が未納となっていることを指摘され、同時に、未納分の保険料を納付するよう促された。また、預金通帳により、同年6月7日に20万円、同年6月21日に40万円を引き出したことが確認でき、20万円に関しては生活費と考えられるが、引き出した日付が加入手続直後であることを踏まえると、40万円に関しては保険料納付のために引き出したものと考えられる。この40万円によりA社会保険事務所において申立期間①及び②の保険料を納付しており、申立期間①及び②が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年6月頃にA社会保険事務所に出向き、国民年金の加入手続を行った際、職員から申立期間①及び②の国民年金保険料が未納であることを指摘されたので、その後指摘のあった当該期間の保険料を納付したと主張しているところ、申立人の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、同年5月下旬頃に行われ、この際、申立人が大学を卒業した翌月である2年4月1日に遡って申立期間①に係る国民年金の被保険者資格を取得し、同時に申立期間②に係る被保険者資格も取得したものと推認されることから、加入手続を行った6年

5月を基準にすると、申立期間①及び②は、共に時効により保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、A社会保険事務所において申立期間①及び②の保険料を納付したときに、担当した職員が年金手帳に「B市」の印を押してくれたと主張しているところ、C年金事務所は、「当時のA社会保険事務所において、「B市」という印を使用することはない。」と回答している上、年金手帳の当該印は被保険者の資格取得日、資格喪失日等について、届出先である市町村において押印することとなっており、申立人が当時の届出先であるB市役所又は同市の関連施設で加入手続を行ったときに年金手帳の資格記録欄等に押印されたものと推認されることから、申立人がA社会保険事務所において保険料を納付したときに「B市」の印が押されたとは考え難く、申立期間①及び②の保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人は、口頭意見陳述において、平成6年分の所得税の確定申告書を提出し、当該確定申告書の社会保険料控除額として記載した金額には、申立期間①及び②の保険料が含まれているはずであると主張しているところ、当該確定申告書の2枚目に記載された国民年金の支払保険料額は、6年分の保険料額と一致していることから、当該確定申告書により、申立期間①及び②の保険料を納付したことを確認することはできない。

このほか、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 千葉国民年金 事案 4210

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から同年12月まで

私は、昭和52年10月に結婚して専業主婦となり、少し遅れてA区役所で国民年金の加入手続を行った。年金手帳には、国民年金保険料を納付したときに自分で書いたメモがあり、その記載によれば55年1月の保険料から納付したはずである。申立期間が未加入とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が年金手帳に記載したメモを根拠として申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、A区の年度別納付状況リスト（昭和59年5月10日現在）によれば、申立人は51年5月19日に国民年金被保険者の資格を喪失した後、56年1月6日に任意加入により資格を取得していることが確認でき、当該資格記録はオンライン記録と一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が所持する2冊の年金手帳のうち、1冊には、国民年金の記録（1）欄の2行目に、昭和56年1月に任意加入したことが記載されているところ、申立人はこの加入手続を行った時期について記憶が定かでないとして述べている上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は年金手帳に記載したメモを申立期間の保険料を納付した資料として提出しているが、その記載内容のみから申立期間の保険料を納付したものと推認することは困難である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 4596（事案 388、1306 及び 2983 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年6月1日から同年12月1日まで  
② 昭和29年2月10日から同年12月1日まで

私は、A社に勤務した申立期間について、厚生年金保険被保険者と認められなかったことに納得できない。新たな資料は無いが、当時の専務が加入しているのに、私の加入が認められないのはおかしいと思う。再度申立てをするので申立期間を厚生年金保険被保険者と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が一緒に勤務したと供述していた申立人の弟もA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が見当たらない上、申立人が、その弟との役職の違いにより、厚生年金保険の被保険者であったとする主張を裏付ける供述及び証拠を得ることができないこと、ii) 申立期間当時の専務が、申立人の厚生年金保険の加入について記載した書面の内容を確認することができないこと、iii) 当該事業所に係る被保険者名簿に申立人の氏名が見当たらないこと、iv) 二度の口頭意見陳述においても申立人の主張を裏付ける事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年2月4日、同年11月18日及び22年12月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当該事業所の事業主から身内同様の扱いを受け、ほかの従業員とは異なる存在であったのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できないとして再度申立てを行っているが、申立人から新たな資料の提出は無い。

また、当該事業所の元専務、元同僚及び申立人が一様に従業員であった

と供述している複数の者は、当該事業所の被保険者名簿に氏名が確認できないことから、事業主が、どのような考え方で従業員を厚生年金保険に加入させていたか不明である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 4597 (事案 2306 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 7 月 30 日から 38 年 3 月 9 日まで

私は、脱退手当金の制度も知らなかったし、結婚後は夫の厚生年金保険に自動的に入っていると思っており、脱退手当金は受け取っていない。いつ、どこの金融機関を経由して支払われたのか分からなければ納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は昭和 41 年 3 月 7 日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金は同年 3 月 17 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である上、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、同被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 8 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は「脱退手当金の制度を知らず、手続を行った覚えはない。」と強く主張しているが、申立人から新たな資料の提出は無く、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。